

議案第19号

関市地区公民センターの管理に関する条例の一部改正について

関市地区公民センターの管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月19日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市洞戸飛瀬集会場及び関市洞戸上菅谷集会場を廃止するため、この条例を定めようとする。

関市地区公民センターの管理に関する条例の一部を改正する条例

関市地区公民センターの管理に関する条例（昭和47年関市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 関市洞戸飛瀬集会場の項及び関市洞戸上菅谷集会場の項を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。